

「テレビ省エネ性表示についてのガイドライン」を改定



テレビネットワーク事業委員会傘下のテレビ環境／省エネ専門委員会（委員長：田島樹／ソニー（株））では、「テレビ省エネ性表示についてのガイドライン」を発行しています。本ガイドラインは、消費者の誤認や市場の混乱を未然に防止するため、カタログや取扱説明書等への表示内容、語句、および表示例などの指針を示しています。

この度、2021年5月14日に「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（以下、省エネ法）、2022年1月1日に「家庭用品品質表示法」（以下、家表法）が各々改正されたことを受けて、本ガイドラインを改定しました。以下に省エネ法の主な改正内容、本ガイドラインに掲載されている「カタログにおける表示例」の抜粋を記載します。

省エネ法の主な改正内容について

1. 対象機器の変更

- 有機ELテレビを追加
(ブラウン管テレビ、プラズマテレビは対象外に変更)

2. 年間消費電力量の測定条件および算出方法の変更

- 消費電力の測定時に、輝度条件を新たに設定
- 1日の平均視聴時間を5.1時間に変更
(旧基準は4.5時間。追加された0.6時間は録画視聴およびネット視聴時間分)
- 録画機能が内蔵されているテレビでは、平均録画時間を考慮した算出方法を用いる

3. 目標年度：2026年度(旧基準は2012年度)

4. 区分：4区分(旧基準は64区分)

- 液晶2K未満
- 液晶2K以上4K未満
- 液晶4K以上
- 有機EL

カタログにおける表示例(ガイドラインより抜粋)

本ガイドラインはJEITAホームページに掲載されておりますので、ご参照ください。

■JEITAホームページ「テレビ省エネ性表示ガイドライン」

https://home.jeita.or.jp/page_file/20211224112229_sqGu87MIRP.pdf

【カタログにおける表示例（ガイドラインより抜粋）】

表示事項	新ガイドライン(2026年度基準)			旧ガイドライン（2012年度基準）		
省エネルギーラベル → 法改正による 目標年度変更	 目標年度 2026年度	達成率 168 %	年間消費電力量 157 kWh/年	 目標年度 2012年度	達成率 168 %	年間消費電力量 157 kWh/年
「年間消費電力量」に 関する説明文 → 法改正による 各時間の変更 および平均録画 時間の追加	年間消費電力量とは： 省エネ法に基づいて、1日あたり5.1時間の平均視聴時間/18.9時間の待機時間（電子番組表取得時間を含む）で算出した、一年間に消費する電力量です。 【録画機能を内蔵するテレビの場合】 年間消費電力量とは： 省エネ法に基づいて、一般家庭での1日の平均視聴時間（5.1時間）を基準に算出した、一年間に消費する電力量です。HDDを内蔵するテレビでは、1日の平均録画時間（視聴時0.4時間+待機時0.4時間）が算出に含まれています。			年間消費電力量とは： 省エネ法に基づいて、1日あたり4.5時間の動作時間/19.5時間の待機時間（電子番組表取得時間を含む）で算出した、一年間に使用する電力量です。		